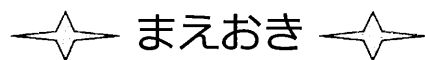


日本のロータリーの伝統を守るクラブ細則

2018年4月14日

2630 地区研修協議会職業奉仕情報部門分科会

日本のロータリーの伝統を守るクラブ細則



近年、R Iのロータリーに対する考えと日本のそれとは、大きく乖離^{かいり}してきています。どちらの在り方をも、多様性の観点から容認しますが、R Iが世界を対象としなければならない宿命にあることに対し、我が国の社会情勢からしてそれに追従する必要はないと思います。即ち、我が国のロータリーが継承する伝統を堅持するに何の問題もなく、世界に背を向けることにもならないと考えます。

伝統を守るのは、クラブです。R Iの組織である地区ではありません。では、如何にして守るのか？ その方法は、クラブ細則にあります。

無論、R Iの目指すところを「是」とするクラブもあるでしょうが、その是非を問うことのできるのは、ひとり会員のみであります。

尚、本論説に述べるロータリー独自の用語は、2630 地区全クラブに配信した「ロータリー語ときあかし辞典」に解説した概念規定によるものとし、解説を省きます。



【 I 】 RI の意図する潮流

現在、さまざまな方法で提供されるR Iからの情報は、ほとんどが下記の方針を推進するためのものであり、無批判に受容することは、「我が国のロータリーが継承する伝統を堅持する」方向に反すると考えられます。①

- 1) 百数十年にわたって受け継がれた「ロータリー哲学=理念」は、歴史的存在に。
- 2) 既存の「例会廃止」。
- 3) 人道的奉仕を行うボランティア団体を目指す。②

4) 規模 (=会員数・寄付金額) 世界一の「NPO」たらんとする。

㊦ 1

「日本のロータリー100周年記念実行委員会アンケート調査結果報告」によれば、「ネット対応不十分」という項目があがっていますが、これが幸いして「洗脳されないで済んでいる」と穿った見方もあるようです。

㊦ 2

かつては「魚を与えるより漁^{りよう}を教えるのがロータリーの奉仕。漁より魚は他の奉仕団体のすること」即ち、教育的奉仕優先と教えられたものでしたが、「世界でよいことをしよう」という、RI理事会の承認を受けていない、即ち、定款・細則・章典にない非公認モットーの内容は、知らぬ間に変わっていたということになります。

【Ⅱ】我が国のロータリーが継承する伝統

人は「心」の働きによってその「姿」が「行動」します。言行は、心の現れです。「心=脳」の命令のない行動はありえません。当然のことながら、行動への「現れ」の資質は「心の在り方」によって左右されます。

ロータリーの「行動=活動」を律する心は「理念=哲学」です。前述の「RIの潮流」を理念とするか、我が国のロータリーが継承する「伝統」を理念するかで「行動=現れ」が違ってきます。「現れ」を記す文書がクラブ細則である、と言えるでしょう。

1) 我が国のロータリーが継承する伝統の「心=哲理」は、異文化・異言語の思想的翻訳によって樹立されました。

その原点は、奉仕の理想であり、ロータリーの綱領(目的)主文に示され、その実践指針は決議 23-34、特に二つのモットーを含む第1項に説かれています。

それは特に職業奉仕活動において実現され、その指針としては四つのテストがあります。

2) 我が国のロータリーが継承する伝統を支える哲学が現す「姿」は、「例会」です。例会は、人生の道場として人格の向上練磨を目的に、お互いを支える職業の重要性の認識を深め、信頼と寛容を基盤とした親睦の非日常の憩いのひとときであり、すべての奉仕活動の源は「例会」にあります。

【Ⅲ】例会の消える日は日本のロータリーの消える日

1) 2017年11月号ロータリーの友収載「日本のロータリー100周年記念実行委員会アンケート調査結果報告」にも見られるように、少なくとも現時点において、RIの示す潮流を強力に推し進めれば、日本のロータリーが伝統とする基本的な在り方が崩壊し、我が国のロータリーの多くは退会するでしょう。

これの防止は自由なクラブ間移籍、即ち、ロータリアンが自分の信条に合ったクラブを選ぶことですが、日本独自の「義理人情」㊦という人間関係を見過すことはできません。この報告に見られる「親睦」重視の傾向の因子にも、義理人情という人間関係の「個」の在り方が関わって居るように思われてなりません。

この人間関係に拘束されるなら、一次的にせよ、ITによって例会を開くクラブを選べば、今までと違った「親睦？」関係を結ぶことができるでしょう。

㊦

Giri- Ninjyo 英語では

justice and charity [mercy] · love and duty · duty and humanity

日本人以外には、なかなか理解しがたい情感でしょう。

各論

【IV】CLP Club Leadership Plan

クラブ・リーダーシップ・プラン = クラブ指導（統率）計画

最初は少人数クラブのために、それまでクラブの委員会などの組織には20名程度必要であったものを、削減できるようにしたのですが、日本に紹介された時、委員会組織を変えることであると誤解され、某地区では、90%以上のクラブが導入、翌年にはほとんどのクラブが廃止したという現象が起こったと聞きます。委員会の名称だけ参考例そのままに変えてみても、何の効果もありません。

委員会の名称を「その方が、変化した社会情勢に適応した奉仕活動を具体的に表すから」という結果を得て、五大奉仕に固執せずクラブの都合のいいように名付けることに意義があります。

確かに、途上国のクラブ活動には有効な組織構成です。我が国でも、少人数クラブには有用な方法です。

しかしCLPには、RIの潮流を促進する目的があるのを見落としてはなりません。

モデルとして挙げられた委員会構成がそれであり、・「奉仕プロジェクト委員会」による人目を引く人道奉仕の成果を「公共イメージ委員会」によって地域に広報し、会員数増加を図り「ロータリー財団寄付」増額に繋げる図式です。「管理運営委員会」は、人頭分担金・寄付金など金銭を増やすために働くことになりかねません。㊦

一方CLPには、「ロータリーの=クラブの」弱点を是正する効果的な方法でもありません。我が国のロータリーには、我が国としての効果を生かす方法を考えなければなりません。もし今が昭和の初めであったなら、「換骨脱胎自家業籠中のものにしよう」とでも言うのでしょうか。良きところを生かし、合わざるを捨てる必要があります。

⊕

会員増強に M & M (Member get Member) という言葉があります。

「よい会員は、よい会員を誘う」とでも訳すか、「推薦者こそ増強の要」という増強の王道を説いた言葉ですが、シカゴで RRIMC の研修を受けたとき、今は Member get Money であると、盛んに PR していました。

【V】日本のロータリーにおけるCLPは如何にあるべきか？

その三大要点：1 継続性の導入

2 五大奉仕の概念革新

3 何事も全会員参加で

1) 継続性；

奉仕活動は単年度で終わらないものもあり、特にR財団補助金に関係する事業など、同じ会員でないと非能率的になるので、担当役員・理事・委員長・委員の任期を考慮する必要もあるでしょう。

ロータリーの二大欠陥の一つ「伝承=引継ぎ」不十分もかなり解消されることが期待できます。

2) 五大奉仕の概念の改新；

2016年版手続要覧では、それまでプログラムとして扱われてきた五大奉仕は、「基本理念」としての考え方になっています。

かつては、五大奉仕の項目ごとにクラブ委員会を設置するように要請され、奉仕活動の分け方、即ち、この奉仕はx x委員会担当のx x奉仕事業などと言って、x xに五大奉仕の名称を付けてきましたが、CLPの考え方から、委員会名も奉仕事業名も、その内容を具体的に表す名称を付けた方がよく判るし、クラブの体力に応じて奉仕事業の数を決めればよいことになったからです。

一つの奉仕活動は、いくつかの五大奉仕の要素が混在しているからです。

3) ロータリーの二大欠陥の一つ「伝達=情報共有」不十分の解消は、クラブリーダーが注意しなければならないことです。特に多人数クラブでは、情報共有に意を尽くさなければなりません。

以上を基礎知識としてCLPとの関連について言えば、一つの奉仕活動は、理念と活動共に必ず「クラブ奉仕」と「職業奉仕」がその基盤にあります。

ロータリー（クラブ）という樹の「根」は職業奉仕であり「幹」はクラブ奉仕。しっかり根が張り幹が育ってこそ、国際奉仕・社会奉仕・青少年奉仕の枝葉が茂り、寄附の花も大輪に咲くことでしょう。

【Ⅶ】ロータリークラブ細則作成と見直し

CLPをどのように導入するか、職業奉仕活動をどのように展開するか、その第一歩は細則にどのように記載するかから始まります。

CLPが細則とは別々に存在するのではなく、CLPの考え方によって細則が作られ、それに従ってクラブが運営され、奉仕活動が実行されることになります。

職業奉仕も、細則にその計画＝奉仕事業プログラムの「理念と実践方法の在り方」を記載しなければ実行できません。「誰が？何時？どのような方法で？経費は？」といった具体的な項目は、事業計画書に記載すればよいことです。

1) 細則は、理事会承認、例会決議を得て発効することになりますから、「案」は企画委員会で作成されたとしても、細則を会員に説明することによって、「全員参加＝情報共有」というCLPの目的を満足することになるでしょう。

2) 細則を作る重要な目的は、「会員全員でロータリーを深く考える」機会を作ることにあります。毎年の見直しは必須事項ですから、クラブの将来に向けての発展を考えることにもなります。

3) そしてこの中に、職業奉仕に関する事項も当然含まれています。前述のように、職業奉仕を語ればロータリーのすべての「理念」を説くことになります。細則作成・毎年の見直しは、会員研修の大きな機会となるでしょう。

4) ロータリークラブ定款；第18条によって、会員はクラブ細則に準拠した運営ならば、それに異議を唱えることはできませんから、自ずとクラブの流れの方向が定まります。

【Ⅷ】クラブ組織を例示すれば

- 1 理事会：役員・会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、その他の理事・・・
- 2 会場監督（SAA）：正、副。
- 3 クラブ研修リーダー：正、副。
- 4 委員会（担当者）：
 - 1) 企画常任委員会；（基本委員）会長、直前会長、会長エレクト。幹事、地区役員・・・
 - 2) 管理運営常任委員会（クラブ奉仕）；

- A プログラム、出席、クラブ会報、ニコニコBOX、親睦活動、歴史・・・
- B 公共イメージ、情報、雑誌、IT・・・
- 3) 会員増強常任委員会
 - 職業分類、会員選考・・・
- 4) 職業奉仕常任委員会
 - 四つのテスト
- 5) 奉仕プロジェクト常任委員会
 - A 社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕・・・
 - B ロータリー財団、米山奨学・・・

5) のAは、クラブによってまったく異なるものになるところです。クラブの独自性を出すこととなります。また、クラブの体力によって奉仕事業の数も違ってくるでしょう。

例えば、「学校への出前講座」だけ一つあってもよいこととなります。それを全会員で継続するならば、これがCLPの神髄であると言えます。この奉仕活動は、職業奉仕の基盤の上に・社会奉仕・青少年奉仕から成り立っており、更に公共イメージ委員会も活躍の場を与えられます。実践の計画は、例会＝クラブ奉仕においてなされることでしょう。したがって、委員会名を「xx学校出前講座委員会」とすることもできるし、青少年奉仕委員会の方がよければそれでも差支えありません。

【IX】規定は理念を表す

一見無味乾燥に見える「定款・細則」も、その成立の意義と必然性を考察する時、ロータリーの本質的な「考え方＝理念」に思い至ることがあります。

クラブ細則は「そのクラブの心＝理想とする理念」を文書化したもの、といわれる所以です。

因みに、例会は「そのクラブの姿」といわれ、人と同じように「心」が「姿」を動かします。前述のように、行動は理念が実践された「現れ」であり、クラブの運営も奉仕活動も細則という規定によって実践されます。一例をあげれば Make up・・・。

【X】信頼と Make up

1905年ポール・ハリスが、三人の友を誘って最初の集まりを開いた動機は、ただ単に「友」を求めてでした。そして、商売上の互惠組織として発展したのですが、ここにロータリーアンとしての重要な原点的資格を視ることができると思います。それは、友であれ、取

引先であれ、信頼=信用がなければ成立しないということです。もし四つのテストにあてはめるならば、歴史上この時までには、1から3項までが実践されていたこととなります。第4項については割愛。

信頼は、現在でも変わらぬロータリアンの基本的な資格です。と同時に、職業奉仕の基盤でもあります。ロータリーの会合であれば、大事なものの入った鞆を何の不安もなく遠くくに置きっぱなしにしませんか。

「メイクアップ」これは日本語ですが、ここでは Make up の本来の意味で延べます。1998年版手続要覧・クラブ定款、第7条出席、には、以下のような「第2節 メイクアップの通知」という項がありました。

- ・・・会員が自らその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。
- ・・・会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

要するに、他クラブの例会やR Iや地区の会合への出席、例会变更を知らずに他クラブ訪問をしたときは、自己申告でよいということです。訪問先の幹事が、出席を通知する義務はなく、いわゆるメイクアップカードと称するものは、(地区の会合の場合は証明書)まったく必要ないことを意味します。

ロータリアンの言葉は証明書より確^{たしか}であり、絶対的な「信頼」があるということです。ここに、ロータリアンのステイタスがありました。

しかしこの年代には、すでにメイクアップカードとかサイン出席とかが習慣的に行われており、当たり前のこととして、これがロータリアンの本質に反し、ステイタスを捨てることであるとは疑いもしませんでした。

第7条第2節の規定は、規定審議会で廃止され2001年版手続要覧から抹消されています。それは、クラブがそれぞれに細則に規定しなくてはならないということです。(R I 日本事務局確認済み)

では、2016年版手続要覧・第12条 出席の項はどうかといえば；

第1節 例会に「出席」するか、理事会の認めた、奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に「参加」するかが義務付けられています。これは、実質上「例会出席不要」ということです。㊦ 従って最早、例会出席率については意味がないわけですが、ここがクラブの見識の問われるところです。

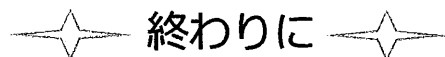
日本のロータリーの伝統を守るならば、第7条の定めによって、ロータリーの本質を踏まえた規定を細則に明記しなくてはなりません。

尚、言うまでもなく、所謂「サイン出席」の制度もこの時点でなくなっています。何処にも規定されていない制度が、十数年来、ただ習慣的に行われているにすぎません。

無論、これを認めるか否かは、上述の件に含めてクラブ細則に記載しなければならず、これもクラブの「ロータリーの在り方」に対しての見識に懸る問題です。

㊦

この件について、2630 地区からは反対の意の立法案を、本年度の R I 規定審議会に上程しています。



近未来を彰往考来

女性会員の状況に僅かな希望があるにせよ、人口比率的要因と経済社会状況から、現在の我が国の会員数は、間もなく飽和状態に達するのではないかと危惧されるところです。正確な統計学的予測が望まれます。

例えば、「高齢」；平均寿命が 70 歳の時代の 60 歳は、平均寿命が 80 歳になれば 50 歳に相当します。増強（増員）も、人口比率を基に経済的要因を加味した増強率で見ると、新しい知見が得られるでしょう。

では、我が国のロータリーの発展を彰往考来、往時を彰かにし未来を考えてみると？

- 1) 入会者が、もっと自由にクラブを選択できる方法？（さしあたり移籍）
- 2) クラブの拠って立つ「理念＝在り方の根本的な考え」を明確にすること。
- 3) R I の潮流に乗るか、伝統を堅持するか、二極分化は避けられぬ宿命。それはそれで容認するとして・・・。
- 4) 我が国のロータリーの歴史に鑑み未来を考えると、その独自性を再認識すれば答えは自ずから一つ。
- 5) 最大の発展阻害因子は、無関心と無理解。
反省すべきは「日本のロータリー 100 周年記念実行委員会アンケート調査結果報告」にもあるように、研修不足。
これはロータリーのリーダーの責任、会員を増やすに汲々として「まあ面白くやろう」のツケか？
- 6) 百本の蠟燭のたとえ、九十九本消えても、一本残ればまた百本燈る。我が国に残された「ロータリーの正統」を守り伝えることこそ、我々に課せられた使命。
- 7) 目標は、強いロータリー。燃えよ、クラブのリーダーよ！ あなたのクラブに変化を。その基盤は、クラブ細則。

先にお願ひしましたように、地区研修・協議会「情報・職業奉仕分科会」にご出席の皆様には、以下をご一読いただいたものとしてお話をいたします。

- 1) 2016年版手続要覧。ご用意のない方は、第1部 ロータリーの使命の遂行・標準ロータリークラブ定款の部分。
- 2) 貴クラブのクラブ細則。
- 3) 2017年2月24日の職業奉仕研修セミナーに出席されなかった方は、各クラブに配信してある「ロータリー語ときあかし辞典」「ロータリーの扉を開く言葉」及び、この資料。

第一セッション コメント

人の言行が、心の現れであるように、あらゆる奉仕活動が、「奉仕の理念（理想）」という理念「心」によって惹き起される行動でなければ、ロータリーの奉仕活動とは言えません。

木村 GE の地区活動方針「理念を掲げ・・・」にもあるように、この理念の下に行動するところにロータリーという奉仕集団の独自性があります。

これは、

ロータリーの目的(綱領)の主文に明記されているところです。

その解説としてのロータリーの定義は、決議 23-34 の第 1 項に明記されています。

そして、

日本のロータリーの伝統の特徴は、人格の向上を目的とする例会出席と職業奉仕理念にあると言えるでしょう。

職業奉仕を語ることはこの理念の全てを語ることになりますが、座右の銘としては思想的翻訳をされた日本語の四つのテストがあります。

即ち、

- 1) ロータリーの目的(綱領)
- 2) 決議 23-34 第 1 項 ; 二つのモットーを含む
- 3) 四つのテスト

この3点は、日本のロータリーの「心」を表す理念の原点であり、これを知らずしてロータリアンと称することはできません。

従って、

この3つを記載したパネルを、例会場に掲示すること提案します。

P.RRIMC・PG 服部芳樹